

# 神奈川大学大学院博士課程における 修業年限の短縮に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則第23条に規定する博士課程の標準修業年限の短縮(以下「早期修了」という。)に関して各研究科における共通の取扱いについて定める。

(実施研究科)

第2条 この規程で早期修了を実施する研究科又は専攻(以下「実施研究科等」という。)は、別表のとおりとする。

(申請資格、審査基準及び審査方法)

第3条 早期修了に係る申請資格、審査基準及び審査方法は、実施研究科等において別に定めるものとする。

(届出)

第4条 早期修了を希望する者は、次の書類を添えて届け出なければならない。

- (1) 標準修業年限短縮に関する届出書
- (2) 研究計画書
- (3) その他実施研究科等で定めた書類

2 前項の書類提出時期は、当該学生の後期課程1年次の年度当初とする。ただし、実施研究科等は、研究科委員会の審議を経て、これと異なる時期を定めることができる。

(申請)

第5条 早期修了対象者の認定を希望する者は、次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 標準修業年限短縮対象者認定申請書
- (2) 学業成績通知表の写し
- (3) 指導教授の推薦書
- (4) 研究進捗状況報告書
- (5) その他実施研究科等で定めたもの

2 前項の書類提出時期は、実施研究科等において別に定めるものとする。

(審査)

第6条 実施研究科等は、研究科委員会において、前条に定める申請書類に基づき審査を行い、決定しなければならない。

第7条 早期修了対象者が所定の期限までに修了要件を満たさなかったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、前条の規定による決定を取り消すものとする。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、学部大学院課及び平塚教務課が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年度入学者から適用する。

別表(第2条関係)

- |     |              |
|-----|--------------|
| (1) | 法学研究科法律学専攻   |
| (2) | 経営学研究科国際経営専攻 |